

市民税・都民税の申告を 今年から会場が変わります

金保険料、介護保険料、生命保険料、損害保険料、医療費など平成13年中に支払ったものを「申告」してください。
 ◆平成14年1月1日現在、三鷹市に住んでいる方で、①13年中に所得のあった方（年金収入、所得税で分離課税を選択した配当所得を含む）、②13年中に所得のなかった方で、市内に居住する人の扶養親族になっていない方
 ※申告をしないと課税・非課税の証明書が交付されませんので、ご注意ください。
 ◎市民税・都民税申告書用紙は、2月8日（金）に郵送します。

所得税の確定申告はお早め！

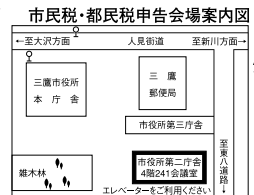
2月16日（土）～3月15日（金）

今年も確定申告の時期になりました。平成13年分の所得税の確定申告の期間は2月16日（土）～3月15日（金）です。遅延申告は2月15日以前でも受け付けています。

◆受付時間 午前8時30分～午後5時
 ◆受付場所 三鷹市役所第一庁舎4階別会議室（案内図）
 なお、三鷹駅・鷹台・三鷹東部・三鷹西部の各市政窓口でも受け付けます。
 ◆申告の必要な方は、平成13年中の収入が確認できる書類（源泉徴収票・領収書（国民健康保険税・国民年金））を郵送していただきます。必要事項を記入して返送してください。すでに厚生年金や共済組合に加入している方は、基礎年金番号を記入の上、返送していただきます。国民年金の保険料は月額1万3千円（平成13年度）です。経済的に納付が困難な方には、申請をして承認されると納付が免除される

国民年金は20歳がスタートです

日本に住所のある20歳以上の方は、何らかの国民年金に加入することになります。既に納付を済ませている方は、基礎年金番号を記入の上、返送していただきます。国民年金の保険料は月額1万3千円（平成13年度）です。経済的に納付が困難な方には、申請をして承認されると納付が免除される



市民税課管内線23342
 併せて使用します。◎確定申告の手引に「計算コーナー」を設け、計算結果を申告書に転記できるようにしました。

◆収入が公的年金のみの方
 ◆平成13年中の収入が、公的年金収入のみの方は、収入金額が各種所得控除の合算額以下の場合には、所得税の確定申告書を出す必要がありません。市役所への住民税の申告が必要ない場合があります。

◆確定申告書が新しくなりました。
 ①申告書の種類が、「申告書A」と「申告書B」の2種類になりました。「申告書A」申告する所得が給与・年金・配当・一時払いの「申告書B」所得の種類にかかわらずすべての申告に対応。②申告書の別表として、「第一表（分離課税用）」「第二表（損失申告用）」「第五表（修正申告用）」があり、それぞれ「申告書B」として提出してください。

確定申告をする義務のない給与所得者の方でも、次のような場合は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付される場合があります。
 ①一定の要件のマイホームをローンを取得し、増設費を含む10万円以上の医療費を支払った場合、②災害や盗難にあった場合、③4年の途中で退職し、再就職してない場合
 東京駅、立川駅、サリン周辺にお勧めのサラリーマンのみなさんへ
 所得税の還付申告の書き方案内、申告書用紙の配布および還付申告書の受付予約も併せて行っています。確定申告期間中は税務が大変繁忙しますので、勤務先が近くにあるサラリーマンの方は、ぜひご利用ください。
 ●JR東京駅日本橋口 2月1日（日）～1日（日）の午前9時～正午、午後1時～5時
 ●JR立川駅立川川口 2月5日（木）～6日の午前10時～正午、午後1時～5時
 ●都庁第二庁舎 臨時窓口 2月22日（金）の午前9時～正午、午後1時～5時

◆確定申告で税金の戻る方
 ◆確定申告で税金の戻る方
 ◆確定申告で税金の戻る方
 ◆確定申告で税金の戻る方

◆確定申告で税金の戻る方
 ◆確定申告で税金の戻る方
 ◆確定申告で税金の戻る方
 ◆確定申告で税金の戻る方

おまちがいないようご注意ください！
三鷹駅前市政窓口（三鷹ロンロン1階）
 をご利用ください
 三鷹駅前市民館の「三鷹駅前市政窓口」は、平成11年に三鷹ビル1階に移転し、現在は「三鷹駅前市政窓口」となっています。
 窓口受付時間は午前8時30分～午後7時30分、さらに自動交付サービスコーナーは午後9時までです。どうぞご利用ください。
 ※旧三鷹駅前市政窓口（現消費者活動センター内）は廃止されていますので、ご注意ください。
 ⇒三鷹駅前市政窓口 ☎42-5678

◆お早めに償却資産の申告を
 三鷹市内に事業用資産（会社、工場、商店などで使用する構築物・機械・備品など）をお持ちの方は、毎年1月中旬に償却資産の申告をすることが必要です。お早めに申告をお願いします。
 ◆国民健康保険税第7期の納期です
 平成13年度国民健康保険税第7期の納期は、1月31日（木）です。納期に納付に協力をお願いします。
 ◆お早めに償却資産の申告を
 三鷹市内に事業用資産（会社、工場、商店などで使用する構築物・機械・備品など）をお持ちの方は、毎年1月中旬に償却資産の申告をすることが必要です。お早めに申告をお願いします。

◆お早めに償却資産の申告を
 三鷹市内に事業用資産（会社、工場、商店などで使用する構築物・機械・備品など）をお持ちの方は、毎年1月中旬に償却資産の申告をすることが必要です。お早めに申告をお願いします。

◆お早めに償却資産の申告を
 三鷹市内に事業用資産（会社、工場、商店などで使用する構築物・機械・備品など）をお持ちの方は、毎年1月中旬に償却資産の申告をすることが必要です。お早めに申告をお願いします。